

第97号 青色だより

2012年(平成24年)1月1日

発行所 社団法人大和青色申告会
事務局 大和市桜森2-3-9
(クリオ相模大塚壱番館1F)
☎ 046(262)5111
FAX 046(262)5113
発行人 曽根 寿太郎
編集人 二見 宣長



曾我梅林より (撮影 山口 晃氏)



会長 曽根 寿太郎

新年のごあいさつ
新年明けましておめでと
うございます。
会員の皆様には、ご健勝
で新年をお迎えのこととお
慶び申し上げます。

青色申告会も会員皆様を
はじめ、税務当局並びに関
係諸団体のご協力を頂き、
平成24年の新春を迎えるこ
とができました。改めて感
謝とお礼を申し上げます。

さて、昭和25年に青色申
告会が設立され、62年目を
迎えました。この間一貫し
て、青色申告制度の普及促
進と納税道義の高揚等に尽
くすとともに、会員の記帳

指導、経理・経営に対する
相談、さらには税理士・弁
護士による無料相談の実施
等、福利厚生にも力を入れ
てまいりました。

しかししながら、創設当時
とは社会環境も大きく異な
り、我が国の経済情勢は世
界的経済不況や急激な円高
東日本大震災による甚大な
被害等によって、厳しい状
況にあり、地域においても

こうした時代の変化に合
わせて、申告会の運営も変
えなければいけないわけで
すが、今まで大きな改革・
改善が行われてこなかつた
経緯があります。

そこで、新公益法人制度
への移行を機に改革・改善
を行い、データ管理や記帳・
決算のサポートを事務局で
行い、会員が安心して時代

時代に即した会員サービスの提供
新公益法人制度移行を機に改革・改善を検討

大型商業施設の進出等、我々
個人事業主を取り巻く環境
は大きく変わってきており、
また、そろばん片手で
行っていた記帳についても新
車がパソコンに今では代
わり、確定申告書もペーパー
から電子に代わってきてお
ります。

年頭にあたり、今年こそ
は災害のない平穏な年であ
り、会員皆様や申告会にと
りましても、明るい素晴らしい
年になりますようご祈
念を申し上げまして、新年
のごあいさつといたします。

に即した指導を受けられる
ように事務局体制を変える
とともに、役職員の人材育
成、さらには会員の減少に
歯止めをかけるためにも新
たな事業展開に取り組んで
参りたいと思っております。
本年も変わらぬご指導ご鞭
撻とご協力を願い申し上
げます。

e-Taxのご利用を



大和税務署長
千葉 齊

新年のごあいさつ

新年あけましておめでと
うございます。

平成24年の年頭に当たり、
社団法人大和青色申告会の
会員の皆さま方に、謹んで
新年のお慶びを申し上げま
す。

旧年中は、曾根会長をは
じめ役員、会員の皆さま方
並びに事務局職員の皆さま
方には、税務行政の円滑な
運営に深いご理解と多大な
ご協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

特に「税を考える週間」
においては、各市祭事
におけるe-Taxの利用
促進に向けた広報活動のほ
か、献血募集活動、東日本
大震災復旧・復興に係る募
金活動など、様々な地域貢
献活動にも積極的に取り組
んでいただきました。

皆さま方の並々ならぬご
尽力に対しまして、心から
敬意を表しますと共に、今
後とも税務行政へのご理解
とご協力をお願い申し上げ
ます。

さて、間もなく平成23年
分確定申告の時期を迎える
ことになりますが、本年の
確定申告におきましても、
税務行政における最重要課
題は、納税者利便の向上と
事務効率化を目的とする
e-Taxの利用促進」
あります。

新しい年が社団法人大和
青色申告会にとりまして、
益々のご発展の年となりま
すよう、また、会員の皆さ
ま方のご健勝並びに事業の
繁栄を心から祈念申し上
げまして、新年のあいさつ
とさせていただきます。

きく上回る件数のe-Tax
を利用していくだけま
して大和青色申告会会員
の皆さまには、前年を大
きく感謝を申し上げ

確定申告書類
会を通してお早めに

確定申告のとりまとめ

★実施期間 2/1～3/15

事務局からのお知らせ

◆確定申告期間中、下記の日付に限り、休日も業務を行
います

▶ 平成24年2月19日(日)

●業務時間 8:45～17:30

▶ 平成24年2月26日(日)

●業務時間 8:45～17:30

▶ 平成24年3月10日(土)

●業務時間 8:45～12:00

◆事業の廃業や転居・住居表示の変更等がございました
ら、事務局までご連絡ください。

納税表彰 平成23年度

昨秋11月16日にオーラニアホテル海老名（海老名市）において大和税務署・納税表彰式が行われ、当会関係者からは次の8氏が永年の功労により表彰されました。

また、11月15日に神奈川県高相合同庁舎（相模原市）において神奈川県大和県税事務所・納税奨励表彰式が行われ、間瀬喜代子女性部長が表彰されました。

（五十音順・敬称略）

◎大和税務署長感謝状



広報委員長
二見 宣長



山村 美伎男
大和市



原口 征三
大和市



早坂 長蔵
座間市

◎大和税務長表彰状



間瀬 喜代子
海老名市



吉川 精一
座間市



松尾 寿美子
海老名市



仲戸川 誠一
大和市



時任 勝美
海老名市



岩佐 光三
大和市



1号車の皆さん (群馬県・富岡製糸場にて)

広報委員会が企画した平成23年度の「役員一泊勉強会」は、昨年の10月26～27日に磯部温泉（群馬県）方面で実施しました。

今回の参加者は、例年よりも少ない69名でしたが、バス2台で管内各地を出発後、狭山パーキングエリアで合流し、関越道、上信越道で群馬方面へ向かいました。長いバスの車中では、この企画の目的である税務研修を実施しました。「扶養控除」改正についてのDVDを視聴し、研修資料をもとに「平成23年分の税制改正」について事務局次長から説明を受けました。特に「扶養控除」については複雑で、

長いバスの車中では、この企画の目的である税務研修を実施しました。「扶養控除」改正についてのDVDを視聴し、研修資料をもとに「平成23年分の税制改正」について事務局次長から説明を受けました。特に「扶

養控除」については複雑で、理解し難かったのではないかでしょうか。

午後は視察研修で、「富岡製糸場」の専属ガイドさんの案内によると、

明治5年に日本で最初の官

井富岡製糸所」へと私

にわたり、一貫して同一製

品を生産する製糸工場とし

て活躍し続けたそうです。

平成23年分青色決算チェックシート

確定申告の時期が近づいてきましたが、正しい申告のためには、正しい決算が必要です。そこで青色決算における誤りやすい事例をあげてみたので、確認にご利用ください。

☆事業所得の方

項目	内容
売上 (収入金額) 決算書「①」欄	<ul style="list-style-type: none"> ○現金売上分や掛売り分、あるいは、単発的な取引に係る売上の計上漏れはありませんか。 ○預貯金（家族名義を含みます。）に振り込まれた分の収入計上漏れはありませんか。 ○小切手入金分や銀行振込分の計上漏れはありませんか。 ○雑収入（消費税について税込経理を行っている場合の還付消費税額など）やリベートなどの計上漏れはありませんか。 ○商品などを家用に消費した分の計上漏れはありませんか。
期末商品 (製品) 棚卸高 決算書「⑤」欄	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗・工場以外の場所に保管している商品の計上漏れはありませんか。 ○棚卸しは実地に行い、その記録は必ず保存しておいてください。なお、棚卸しの関係書類は、後日確認させていただくことがあります。
必要経費 決算書 「⑧～⑩」欄	<ul style="list-style-type: none"> ○家事費分（住まいや生活のための消費に係る部分など）を必要経費に計上していませんか。 ○租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、接待交際費、福利厚生費、利子割引料、地代家賃は、特に注意してください。 ○所得税・住民税、町内会費、罰金・過料、借入金元本の返済金、長期損害保険料の積立分など、必要経費にならないものを計上していませんか。
専従者給与 決算書「⑪」欄	<ul style="list-style-type: none"> ○専ら事業に従事していない者を専従者としていませんか。 ○専従者給与に関する（変更）届出書は提出してありますか。 ○実際に支払った金額の方が少ないにもかかわらず、専従者給与に関する（変更）届出書に記載した金額を計上していませんか。
青色申告 特別控除額 決算書「⑭」欄	<ul style="list-style-type: none"> ○決算書の4ページの貸借対照表の記載がない、若しくは、不十分、あるいは、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従った記帳がされていないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。

☆不動産所得の方

項目	内容
収入金額 決算書 「①～③」欄	<p>○次の収入の計上漏れはありませんか。</p> <p>◇権利金、礼金、更新料、名義書換料 ◇共益費や修理代名目の収入</p> <p>◇未収入分 ◇保証金や敷金などのうち、返還を要しない部分</p> <p>◇消費税について税込経理を行っている場合の還付消費税額</p>
租税公課 決算書「⑤」欄	○自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分を除いていますか。
損害保険料 決算書「⑥」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。</p> <p>○長期損害保険料の積立部分を除いていますか。</p>
修繕費 決算書「⑦」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。</p> <p>○修繕費のうち、固定資産の使用可能期間の延長又は価値の増加をもたらす支出（資本的支出）は、資産の取得価額になりますが、修繕費から除いていますか。</p>
減価償却費 決算書「⑧」欄	<p>○期間計算誤りはしていませんか。</p> <p>○自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。</p> <p>○減価償却方法の届出は適正になされていますか。</p> <p>○割増償却に該当しないものを割増償却していませんか。</p> <p>○マンションなどの取得価額に土地部分は含まれていませんか。</p> <p>○耐用年数及び償却率は適正ですか。</p>
借入金利子 決算書「⑨」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分を除いていますか。</p> <p>○決算書⑨欄が赤字の人で⑨欄に算入した金額のうちに土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を所定の欄に記入していますか。</p>
地代家賃 決算書「⑩」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分を除いていますか。</p> <p>○生計を一にする親族に対して支払っているものを除いていますか。</p>
その他の経費 決算書 「⑪～⑯」欄	<p>○家事費分（住まいや生活のための消費に係る部分など）を必要経費に計上していませんか。</p> <p>◎水道光熱費、旅費交通費、接待交際費は、特に注意してください。</p>
専従者給与 決算書「⑰」欄	<p>○不動産の貸付けが事業的規模で行われていますか。</p> <p>○専ら事業に従事していない者を専従者としていませんか。</p> <p>○専従者給与に関する（変更）届出書は提出してありますか。</p>
青色申告 特別控除額 決算書「⑲」欄	<p>○不動産の貸付けが事業的規模で行われておらず、他に事業所得がないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。</p> <p>○決算書の4ページの貸借対照表の記載がない、若しくは、不十分、あるいは、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従った記帳がされていないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。</p>



Q1 個人事業者が所有する資産で、事業と家事の用途に共通して使用されるものを売却した場合の消費税の課税関係はどうなるでしょうか。

(例)

- 1 : 店舗兼住宅の1階部分を店舗又は工場に使用し、2階部分を個人の住宅として使用している場合の建物
2 : 昼は事業用、夜は家庭用として使用している電話に係る電話加入権

なお、所得稅法の計算上は、家事関連費であっても業務の遂行上必要であること等の一定の要件に該当するものについては、必要経費に算入されます（所法45、所法令96）。

Q11 事業と家事の用途に共通して使用される資産であっても、譲渡すれば事業用の部分については課税の対象となります。ただし、例の2の課税標準は、当該課税資産の譲渡等の対価の額の全額となります。

【関係法令通達】

消費稅法第2條第1項第8号、第28号第1項、消費稅法施行令第45条第3項、消費稅法基本通達10-1-19

Q 2 相続人であるA及びBは、民法第922条《限定承認》に規定する限定承認をすることとしました。

ところで、相続財産の中には貸家が含まれており、毎月家賃収入が生じていますが、この収入は相続人であるA及びBに対する所得として課税されますか。

A2 相続人であるA及びBに対する所得として課税されます。

限定承認とは、被相続人の残した債務等を相続財産の限度で支払うことを条件として相続を承認する相続人の意思表示による相続形態をいい、いわば条件付きの相続にすぎず、その相続財産から生じる果実に対する課税関係については、単純承認の場合と特に異なる取扱いをする必要は認められません。

なお、相続財産から生じる所得は、それぞれの相続人の相続持分に応じて課税されます。

【関係法令通達】

所得税法第12条、第26条、民法第922条

(注記)

平成22年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。
この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

弁護士無料法律相談	22 17 15
税制委員会	27
新公益法人制度移行についての話し合い	29
個別面接による記帳相談・指導会(3日間)	28
「説明会方式又は集合個別方式を基本とした記帳指導」の「導入講義」(受託)	30
厚生委員会	1 〔7月〕
源泉所得税記帳	1 11
相談・指導会	1 1



伊波三貴（海老名農業）
橋川健司（綾瀬農業）
八木隆行（大和齒科醫師）
前川賢治（税理士）

10月の「街頭献血」、会計
10月の「バーベキュー大会」、8
6月の「研修会」、8
昨年5月の総会にはじま
り、6月の「研修会」、8
10月の「バーベキュー大会」、8
心より感謝とお礼を申し上
げます。昨年5月の総会にはじま
り、6月の「研修会」、8
10月の「バーベキュー大会」、8
心より感謝とお礼を申し上
げます。

青年部長
中内 正典

青年部二ース

新年のごあいさつ
年明けましておめでと
うございます。皆様方には
心新たな新春をお迎えの事
と存じます。

昨年は、社会、経済、自
然環境等、すべてにおいて
経験した事のない事が起
り、先が見えません。
しかし、そのような状況
であっても、今年は少しでも
良くなると希望を持ってお
ります。

さて、毎年実施している
「税を考える週間」でのチャ
リティーバザーですが、昨
年11月20日、海老名市での
実施で第7回目となりまし
た。

女性部長
間瀬 審代子

女性部二ース

売上金91,210円は、
翌日に海老名市へ寄付致
しましたことご報告させてい
ただきます。

た。チャリティーバザーの
売上金91,210円は、

また、「東日本大震災義
援金」への募金を、管内4

市のイベント来場者、会員

の方々にお願いしましたと

ころ、90,660円集ま

り、11月21日に全国青色申

告会総連合へ送金いたしま

した。皆様からの義援金は

ただきます。

被災地の青色申告会へ届け

られます。4市の皆様の善

意に心から感謝申し上げま

す。

私ども女性部が無事活動

出来ますのも、親会をはじ

め皆様の絶大なるご支援の

賜物と心より厚く感謝申

上げます。

むすびにあたりまして、

皆様の事業のご繁栄とご多

幸をお祈り申し上げて新年

のごあいさつと致します。

意に心から感謝申し上げま



税務署からのお知らせ

平成23年分の所得税などの申告の相談・申告書の受付

○所得税 平成24年2月16日(木)から同年3月15日(木)まで

《法定納期限 平成24年3月15日(木)：振替日 平成24年4月20日(金)》

○消費税 平成24年4月2日(月)まで

《法定納期限 平成24年4月2日(月)：振替日 平成24年4月25日(水)》

○贈与税 平成24年2月1日(水)から同年3月15日(木)まで

《法定納期限 平成24年3月15日(木)》

※還付申告は平成24年2月15日(水)以前でも行えます。

確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を正確に書いて下さい。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみの口座)に限ります。

※税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。ただし、平成24年2月19日と2月26日に限り、日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行います。

平成23年分の消費税(個人事業者)の確定申告

平成21年分の課税売上高が1,000万円を超える方又は消費税の課税事業者となることを選択した方は、平成23年分の消費税について申告が必要となります。

納税証明書を税務署窓口にて請求される方へ

平成23年分の申告所得税又は消費税の納税証明書を請求される方は、確定申告書を提出する前(e-Tax)により確定申告書を提出する場合には、送信日の翌日以降(送信票を持参していただければ手続きがスムーズになります。)に、納税証明書受付窓口(管理運営部門)にお申し出ください。

その際に、納税証明書その1(納税額用)、又はその3(未納がない用)を請求される方で、今回の申告分の納税が済んでいる場合は、その納税に係る領収書も併せてご持参ください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)のご利用を!

○自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

○平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます(平成19~22年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)。

○電子申請した納税証明について、郵送で受け取ることができます。

○電子納税では、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができ、次の方法があります。

①「ダイレクト納付」による電子納税

②インターネットバンキング等による電子納税(登録方式・入力方式)

詳しくは、e-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp 是非、ご利用ください。

支部と会員数 (H23.11.20現在)

方面	支部	正会員	方面	支部	正会員	準会員
大和北	13	981	農業	4	926	準会員A
大和南	17	1,091	歯科医師	2	44	9
座間	14	1,063	税理士	1	90	準会員B
海老名	14	908	事務局		72	7
綾瀬	9	577	計	74	5,752	16

入会8名～青色勧奨会員増強特別運動

会勢拡大のための特別運動が10月16日から11月15日まで実施され、皆さんのご協力により8名の方が入会されました。

【大和北地区】7名、【大和南地区】1名

市からのお知らせ

会員の皆様方におかれましては、日頃より税務行政につきまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

◆給与支払報告書の早期提出について

平成24年1月31日(火)は、給与支払報告書の提出期限です。期限日直前に集中して提出されますと、その後の事務は繁忙を極めることになります。

つきましては、市・県民税の課税事務を円滑に処理するため、1月20日頃までに給与支払報告書を提出していただきますようお願いいたします。

◆公的年金等に係る申告について

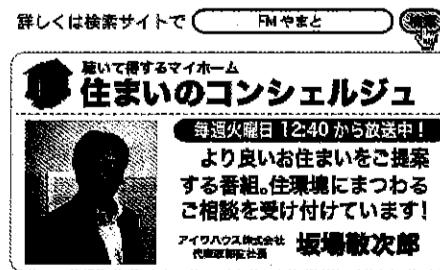
平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下でかつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要が無くなりました。ただし、市・県民税の申告については、従来どおり必要ですので、ご注意ください。

※上記の場合であっても、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することは可能です。

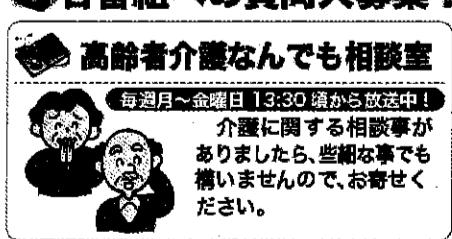
大和市役所 市民税課、座間市役所 市民税課、海老名市役所 市民税課、綾瀬市役所 課税課

FM YAMATO Kanagawa おへそ Radio

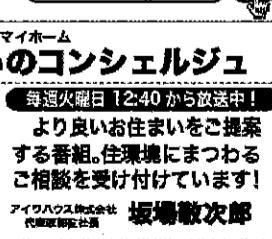
各番組への質問大募集!



詳しくは検索サイトで fm.yamato.co.jp にてお気軽にお連絡下さい。



ご質問・ご相談は 046-284-5061 FAX 046-284-5127



ご質問・ご相談は 046-284-5061 FAX 046-284-5127